特定関係にある資格者同士の入札参加の取扱いに関する基準

令和4年3月29日

1 趣旨

この基準は、原村が発注する建設工事、製造の請負、業務委託、物品の購入その他の契約(以下「建設工事等」という。)を締結するにあたり、入札の公平性の確保又は談合の未然防止を図るため、特定関係にある会社同士の入札参加を制限する場合の基準を定める。

2 基準

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)または子会社の一方が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7号に規定する更生会社または民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

ア 親会社(会社法第2条第1項第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子 会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社 等である場合を除く。

- ア 一方の会社の取締役等が、他方の会社の取締役を兼ねている場合
- イ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項または民事再生 法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 上記(1) または(2) と同視しうる特定関係があると認められる場合

3 公告等への記載

(1) 一般競争入札

一般競争入札にあっては、公告において、基準に該当しないことを競争参加資格要件として明示する。

(2) 指名競争入札

指名競争入札にあっては、指名通知書又は仕様書等において、基準該当者のした入 札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

4 基準に該当する場合の取扱い

(1) 一般競争入札

基準該当者に競争参加資格を認めず、競争参加資格確認通知後、基準に該当する事 実が判明した場合は、基準該当者のした入札を無効として取り扱うものとする。

(2) 指名競争入札

基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として原村入札心得第7条第7号に基づき、無効として取り扱うものとする。

ただし、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く 全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

5 特定関係の確認等

村は、特定関係の有無を確認することが必要と認められる場合に、入札参加資格申請者に対して「特定関係調書(様式第1号)」の提出を求めるものとする。

6 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本基準を遵守する目的で辞退する者を 決めるために当事者間で連絡を取ることは、原村入札心得第4条に抵触するものではない こととする。なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関 して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従来通り入札心得に則して厳正に対応して いくこととする。

特定関係調書

年 月 日

原村長 様

(申請者) 住所 商号又は名称 代表者氏名

当社と他の原村競争入札参加資格申請者において、資本関係または人的関係にある者 (特定関係業者)は、次のとおりです。

- 1. 資本関係又は人的関係 〔 あり ・ なし 〕
- 2. 資本関係がある他の申請者
 - (1) 親会社(又は子会社)の関係にある他の申請者

商号又は名称	所在地

(2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の申請者

商号又は名称	所在地

3. 人的関係がある他の申請者

(現在事項全部証明書に「取締役」として記載されている人物が、他の申請者の現在事項全部証明書にも「取締役」として記載されている場合は該当する。)

商号又は名称	所在地

※ 特定関係のある会社のうち、原村の競争入札参加資格に申請する者のみを記載してください。(申請について不明の場合は全会社記載のこと。)